

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年十二月七日

岡山県知事 石 井 正 弘

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハピース倉敷中島店

所在地 倉敷市中島字壺本木開二二三六一〇〇ほか

### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市岡町一三一一六

代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

### 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社天満屋ストア

住所 岡山市岡町一三一一六

代表者の氏名 代表取締役社長 高原 弘志

### 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年七月二十九日

### 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千三十二平方メートル

### 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 二百五十台

(2) 駐輪場の収容台数 百三十台

(3) 荷さばき施設の面積 百四十三・〇平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 六十・二立方メートル

### 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午前二時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から翌午前二時十五分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 五箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

## 二 届出年月日

平成十九年十一月二十八日

### 三 縦覧の期間及び場所

#### 1 縦覧の期間

平成十九年十二月七日から平成二十年四月七日まで

#### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び倉敷市経済局産業労働部産業振興課